

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）（審査指導課）

一 改正の要旨

出納員に任命する職の見直し及び行政組織の再編等に伴い、関係規定を整理するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 職員の研修に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十五号）（人事課）

一 改正の要旨

地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員を研修の対象に加えるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第四十六号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正など、関係法令の改正等に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 2、3以外の改正 令和二年四月一日
- 2 食品衛生法及び動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正等に伴う改正 令和二年六月一日
- 3 建設工事執行規則の一部改正に伴う改正 令和二年十月一日

★ と畜場法施行細則の一部を改正する規則（規則第四十七号）（食品生活衛生課）

一 改正の要旨

食肉衛生検査所長に対すると畜場法等に関する事務委任が廃止されたことを踏まえ、知事に提出する書類の経由に関する規定を削除した。

二 施行期日

令和二年四月一日

★ 広島県立職業能力開発校規則及び広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則（規則第四十八号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

県が設置する職業能力開発校及び職業能力開発短期大学校に入校若しくは入学又は在校若しくは在学する者で一定の要件を満たす者について、入校料又は入学料及び授業料を減免した場合の経費は、国の交付金により措置されることとなったことに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和二年四月一日